

令和6年度 西伊豆町教育委員会第4回定例会（議事録）

- 1 開催日 令和6年8月16日（水） 14:30～15:00
- 2 場 所 西伊豆町中央公民館1階 講義室
- 3 出席者 鈴木秀輝教育長、高橋浩委員（職務代理）、眞野有吏委員、影山やえみ委員、
長島宗紀委員
[事務局 朝倉通彰]
- 4 欠席者 なし
- 5 傍聴者 なし

教 育 長：本日の出席者は5名です。過半数に達していますので、ただ今から令和6年度第4回の定例会を開催いたします。

まず、議事録の承認についてですが、令和6年7月17日開催の第3回定例会の議事録については、私と高橋委員が確認し署名いたしましたので、ご承認いただいてもよろしいでしょうか。

（委員：全員異議なし）

教 育 長：ありがとうございます。

続きまして、今回の議事録署名委員ですが、影山委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（影山委員：了解）

教 育 長：ありがとうございます。

それでは、議題に入ります。第8号議案の「西伊豆町スポーツ競技会参加奨励金交付要綱の制定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

朝 倉：第1条で要綱制定の趣旨を規定してございます。この要綱の趣旨としましては、町民の健全なスポーツの振興及びスポーツ活動に対する意識の高揚を図るため、各種スポーツ競技会に出場する個人に対し、奨励金を交付するものでございます。第2条は奨励金の交付対象規定しておりまして、第1項として出場大会当日に西伊豆町住民基本台帳に記載されているものと規定しております。一方で、奨励金の対象としないのが第2条第2項に規定されておりまして、出場選手登録されていない場合、ベンチ入りしていない場合ですね。それから第2号で義務教育課程の活動は中学校の中体連ですね、そういったものは、別の予算で補助していますので省きますというようなことを、規定してございます。次に第3条ではですね、奨励金の交付の対象となる大会を規定しておりまして、国際大会、全国大会東海大会、その他町長が特別に認めた大会の四つを規定しております。第4条で奨励金の額を定めてございます。次の3ページですねに別表としまして、奨励金の金額をオリンピックパラリンピック大会に参加した場合、1人につきまして30万円、各種世界大会では10万円、アジア大会で7万円、全国大会で3万円、東海大会で1万円としています。それから第5条ではですね、交付の制限ということで、同一年度内において同じ人に支給できる奨励金の支給回数というのは、2回を限度としますよと。ただし書におい

て、東海大会、全国大会を経て国際大会に出場する場合を除きますよとしております。これについてはですね、例えば空手の場合、東海大会を経て全国大会、全国大会を経て国際大会というようなケースがあると。東海大会、全国大会で2回もらったからこれをもう次は駄目よとしてしまうと、1番高い金額の奨励金をもらえなくなってしまう。ということでただし書きを設けております。次が第6条ですね、申請から完了報告までの手順を規定しておりますが、流れとしましては、まず申請者から大会参加7日前までに、必要書類を添えて申請をしていただくと。必要書類というのは、大会の開催要領などの中身が分かる書類というようなものでございます。この申請内容に対して、町が交付決定をします。大会参加後に申請者から結果報告書を提出していただくとしております。次に第7条ではですね、奨励金の返還を求めるケースを規定しています。大会が中止になった場合、参加しなかった場合などを規定しております。附則としてですね、この要綱は公布の日から施行しまして、令和6年4月1日から適用するということで、遡及適用したいものです。今年度に入って該当する方は、4月から認めますということです。別表で他市町の状況をつけています。政令市を除いてるので静岡市の浜松市は記載をしておりますませんが、大体ですね、東海大会ですと4千円とか5千円、全国大会になりますと5千円から1万円ですかね。多いところだと3万円。アジア大会とか国際大会におきましては、5万円が1番、国際大会につきましては、5万円というのが1番多い。で、オリンピック・パラリンピックは10万円、もしくは20万円。単純にですね、東海大会の金額を倍にしていますので、そちらから逆算していった、バランスのいい魅力がある金額を設定させていただきました。それから、伊豆半島の場合ですね、修善寺や三島駅まで出るのにですね、他の東海筋の市町に比べてその分の費用がかかると思いますので、そういったものを加味してですね、金額を設定させていただいたとこととでございます。

教 育 長：第8号議案の説明が終わりました。何かご意見、ご質問はございませんか。

長島委員：よろしいでしょうか。先ほど出ましたけど、東海大会に行ってまた上にいっても、東海大会で1回出すということですか。例えば全国まで行った時点で出すのではなくてもうそれぞれで。

朝 倉：そうですね。大会に出場する7日前までに事前申請なので。これが事後申請であれば、後から1番高い金額の二つをもらえますっていうことはできるんですけど、それが年度の終わりになってしまうと予算がないので払えませんっていう事象が発生する可能性もあるので事前申請にしています。

長島委員：補欠でも出たり出なかったりとか、その辺のところはどういう感じですか。

朝 倉：他の市町と同じように個人と団体で金額設定を最初したんですけど、町長との協議において、1人当たりで金額設定したらどうかということでした。ただし、委員おっしゃるように、そのメンバーがベンチに入ってもいいのかって話になりますね。第2条第2号、団体競技において出場選手登録されていない場合っていうのが、ベンチに入っているという意味合いでベンチに入れば、それは活躍

することもあるだろうからそれは認めますっていうことです。ただ、当町において団体競技で可能性があるというのは少年団のバレーボールチームだけしかないんです。今想定しているのは、団体スポーツになると他の市町で女子野球ですね。そこには小学生、中学生が西伊豆町からも入っています。全国大会とか出場しますので。あと個人の今回のケースですと陸上なんですけど、小学生なんですけど、あそこも三島のチームなんですけど、そこはもう個人競技団体です。町内で所属団体っていうのはほとんどないです。

教 育 長：それでは、第8号議案の「西伊豆町スポーツ競技会参加奨励金交付要綱の制定について」を採決します。提案のとおり賛成の方は、挙手をお願いします。

(委員：全員挙手)

教 育 長：次に第9号議案ですが、議会審議前の重要案件が含まれておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により秘密会として審議したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

(委員：挙手全員)

教 育 長：挙手全員です。出席者の3分の2以上の賛成がありましたので、第9号議案は、秘密会といたします。

教 育 長：それでは、第9号議案の「令和6年第3回西伊豆町議会定例会（9月）提出議案にかかる教育委員会の意見聴取について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

朝 倉：それでは、第9号議案をご覧ください。

こちらは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、町長は議会の議決を得るべき事案の案件を作成する場合に、教育委員会に対し意見を聞かなければならないとなっておりますので、提案するものでございます。

それでは、別紙資料によりご説明いたします。

朝 倉：資料の説明～（秘密会により説明内容及び質疑省略）

教 育 長：それでは、第9号議案の「令和6年第3回西伊豆町議会定例会（9月）提出議案にかかる教育委員会の意見聴取について」を採決します。

提案のとおり賛成の方は、挙手をお願いします。

(委員：全員挙手)

教 育 長：挙手全員です。第9号議案については、可決されました。

これで秘密会の議案が終了しましたので、秘密会を解きます。

(秘密会終了)

教 育 長：本日の議事案件はすべて終了いたしました。

以上をもって令和6年度第4回の定例会を終了します。皆様、お疲れ様でした。